2　前項の規定による老齢基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の規定にかかわらず、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する額とする。

3　国民年金法第二十八条の規定は、第一項の規定により支給する老齢基礎年金については、適用しない。

4　第一項の規定を適用する場合における施行日において振替加算相当老齢基礎年金受給権者の配偶者によって生計を維持していることの認定については、昭和六十一年経過措置政令第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十八条第二項及び第三項に規定する老齢基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時（老齢基礎年金の受給権者が同法附則第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条第三項の規定に該当するときは、その者の配偶者が同法附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至つた当時。以下この条において同じ。）同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）第八条第一項に規定する振替加算相当老齢基礎年金受給権者が国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において同令第七条第一項第一号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と、「その権利を取得した当時同項各号のいずれかに該当する者」とあるのは「施行日において同号に規定する障害厚生年金等の受給権者」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定による老齢基礎年金の支給は、国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

第九条　第七条第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分の支給の停止については、昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定の例による。

2　前条第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止については、昭和六十年改正法附則第十六条第二項の規定の例による。

（第七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の加算等に係る協定実施特例法等の特例）

第十条　第七条第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の当該加算する額に相当する部分及び第八条第一項の規定による老齢基礎年金のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）の規定により支給する厚生年金保険法の規定による障害厚生年金、国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金又は移行障害共済年金（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という。）附則第四条の規定に基づき協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。）の受給権者の配偶者に係るものについては、協定実施特例法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等とみなして、協定実施特例法及び協定実施特例政令の規定を適用する。この場合において、協定実施特例政令第三十六条第四項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並びに第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）第七条第一項ただし書及び第八条第一項ただし書」と、「昭和六十年国民年金等改正法附則第十六条」とあるのは「同令第九条」とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　原口　一博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭

告　示

○法務省告示第四百五十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年九月二十五日から効力を生ずる。

平成二十二年九月八日

法務大臣　千葉　景子

千葉県印旛郡酒々井町長
愛知県北設楽郡東栄町長
北海道白老郡白老町長
北海道虻田郡京極町長
北海道河西郡更別村長

○法務省告示第四百五十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月八日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

社団法人日本不動産鑑定協会
東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号ＳＶＡＸＴＴビル

認証年月日

平成二十二年八月二十五日

○法務省告示第四百五十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年九月八日

法務大臣　千葉　景子

住所　大阪市天王寺区勝山２丁目１番12号
金錫彦　昭和16年10月25日生
金輝子　昭和16年９月23日生
住所　栃木県足利市大沼田町1155番地16
ジャクリーネ・エリザベス・トミタ・グスクマ　昭和62年８月４日生
住所　東京都八王子市石川町751番地１
王嘉昱　昭和60年９月10日生
住所　沖縄県那覇市寄宮３丁目17番28号
徐嫩樂　昭和37年４月１日生
徐旭東　平成５年８月19日生
徐日中　平成７年２月27日生
住所　神奈川県足柄下郡箱根町仙石原684番地151
簡美枝　昭和31年８月18日生
住所　京都府宮津市字石浦27番地
李智華　昭和50年４月24日生
住所　東京都品川区東品川３丁目24番２－302号
黄鴻文　昭和32年10月25日生
張淑慧　昭和27年10月１日生
住所　大阪府羽曳野市島泉８丁目13番９号
関楠　昭和54年２月９日生
住所　東京都葛飾区亀有４丁目34番２号
孫美娟　昭和27年８月21日生
住所　千葉県市川市須和田１丁目28番17－202号
王涵　昭和55年９月17日生
住所　川崎市川崎区四谷上町９番25号
廖健大　昭和58年３月28日生
住所　東京都練馬区関町北２丁目13番11号
鄭正舟　昭和26年５月４日生
陳寶如　昭和34年10月29日生
鄭雅心　平成３年３月８日生
住所　横浜市保土ケ谷区今井町387番地２
李忠男　昭和57年１月８日生
住所　神戸市東灘区西岡本５丁目３番19号
金柄淳　昭和43年１月３日生
住所　大阪府高槻市氷室町２丁目４番２号
河孝子　昭和56年10月３日生
住所　大阪府茨木市平田１丁目１番３号
河良枝　昭和58年８月18日生
河眞梨子　昭和61年６月23日生
住所　兵庫県明石市和坂123番地５
李優子　昭和54年12月16日生
住所　東京都青梅市新町８丁目25番地７
ミリアン・ヴィヴィアナ・タイラ・ヨシダ　昭和51年８月５日生
住所　大阪市淀川区木川東４丁目４番１－110号
何素音　昭和53年２月８日生
住所　岐阜県羽島市正木町南及３丁目25番地
甄芬　昭和54年12月９日生
住所　東京都大田区中央１丁目20番５号
李繼文　平成５年２月４日生
住所　静岡県磐田市福田558番地３
高岩　昭和46年10月11日生
陳美棋　平成８年11月22日生
住所　東京都小平市学園西町２丁目10番１号
ゴヤ・ウィリーファデリ　昭和43年２月23日生